



島根県報

平成26年 5 月 20 日 (火)

号外 第 8 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

平成27年度島根県立農林大学校の学生募集

(農 業 経 営 課) 2

【公安告示】

駐車監視員資格者講習の実施

(警 察 本 部) 8

公 告

平成27年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成26年 5 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
農業科	有機農業	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	野菜 花き 果樹 肉用牛			
林業科	—	10人		

3 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成27年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは平成27年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成26年10月1日（水）から同月15日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月15日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

平成26年10月29日（水）9時30分から16時まで

(4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(7) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成26年11月19日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成27年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成27年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(7) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のイに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のイに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(7) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(ア) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(ア) 前期試験 平成26年11月12日（水）から同月26日（水）17時まで

(イ) 後期試験 平成27年1月16日（金）から同月30日（金）17時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定、一般入学検定前期試験及び自己推薦入学検定の合格者数が募集人員を満たさなかった科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 平成26年12月10日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成27年2月17日（火）9時30分から16時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定、一般入学検定前期試験及び自己推薦入学検定の合格者数が募集人員を満たさなかった科のみ実施する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ロ) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(ハ) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成26年12月26日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

前期試験 平成26年12月26日（金）10時

後期試験 平成27年2月24日（火）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(ア)及び(ロ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

(ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの担い手育成総合支援協議会又は農業再生協議会の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会
出雲市農業再生協議会
斐川町地域農業再生協議会
大田市農業担い手育成総合支援協議会
川本町地域農業再生協議会
美郷町農業再生協議会
邑南町農業再生協議会
浜田市農業担い手育成総合支援協議会
江津市農業再生協議会
益田市農業再生協議会
津和野町農業再生協議会
吉賀町農業再生協議会
島前地域農業再生協議会
隠岐の島町地域農業再生協議会

- (イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）が推薦する者
- (ロ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (イ) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。
- なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ロ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、担い手育成総合支援協議会若しくは農業再生協議会の会長又は林業認定事業体が作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）
- (ロ) 出願期間
平成26年10月1日（水）から平成27年1月30日（金）17時までとし、郵送の場合は、平成27年1月30日までの消印があるものは有効とする。
- (ハ) 入学願書提出先
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

- (イ) 入学検定
- a 日時
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(1) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) その他知事が(7)又は(8)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

アの(8)又は(9)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業者への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(1) 出願期間

平成26年10月1日（水）から同月15日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月15日までの消印があるものは有効とする。

(2) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

平成26年10月29日（水）9時30分から16時まで及び同月30日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(1) 合格者の発表

平成26年11月19日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲

示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のアの(ウ)のa又は(2)のアの(イ)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

- ア 出身学校長推薦入学検定
- イ 一般入学検定
- ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(イ) 追試験

a 日時

平成26年11月12日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(ウ) 合格者の発表

平成26年11月19日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(イ) 追試験

a 日時

前期試験 平成26年12月17日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成27年2月26日（木）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(ウ) 合格者の発表

a 日時

前期試験 平成26年12月26日（金）10時

後期試験 平成27年3月5日（木）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者

には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成26年11月12日（水）及び同月13日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成26年11月19日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの）を同封すること。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第57号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成26年 5 月 20 日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 講習期日

内 容	日 時
講 習	期 日 平成26年 7 月 15 日（火）及び同月 16 日（水）
	受 付 午前 7 時 45 分から午前 8 時 15 分まで
	講 義 午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで 指 示 午後 5 時 10 分から午後 5 時 30 分まで
修了考査	期 日 平成26年 7 月 23 日（水）
	受 付 午後 0 時 45 分から午後 1 時 15 分まで 考 査 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

	発表 午後 3 時30分から午後 4 時まで
--	------------------------

(2) 講習場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター（電話 0852-36-7400）

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成26年6月2日（月）から同月20日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の各警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察本部のホームページから印刷する。

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

(4) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講手数料 20,000円（相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票（申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。）

イ 筆記用具

4 問合せ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話 0852-26-0110 内線 5118、5119